

証券コード：7434
2021年8月10日

株 主 各 位

名古屋市中区丸の内二丁目1番8号

株式会社 **オータケ**

代表取締役社長 村 井 善 幸

第69期定時株主総会招集ご通知

拝啓 平素は格別のご高配を賜り厚く御礼申し上げます。

さて、当社第69期定時株主総会を下記により開催いたしますので、ご通知申し上げます。

なお、当日のご出席に代えて、書面またはインターネットによって議決権を行使することができますので、お手数ながら後記の株主総会参考書類をご検討のうえ、2021年8月24日（火曜日）午後5時30分までに議決権を行使くださいますようお願い申し上げます。

敬 具

記

1. 日 時 2021年8月25日（水曜日）午前10時
2. 場 所 名古屋市中区丸の内二丁目4番2号
名古屋銀行協会 5階 大ホール

3. 目的事項
報告事項 第69期（2020年6月1日から2021年5月31日まで）
事業報告及び計算書類報告の件

決議事項

- 第1号議案 剰余金の処分の件
- 第2号議案 取締役（監査等委員である取締役を除く。）3名選任の件
- 第3号議案 監査等委員である取締役3名選任の件
- 第4号議案 補欠の監査等委員である取締役1名選任の件
- 第5号議案 取締役（監査等委員である取締役及び社外取締役を除く。）に対する譲渡制限付株式の割当てのための報酬決定の件

以 上

- ~~~~~
- ◎ 当日ご出席の際は、お手数ながら同封の議決権行使書用紙を会場受付にご提出くださいますようお願い申し上げます。
 - ◎ 株主総会参考書類並びに事業報告、計算書類の修正が生じた場合は、インターネット上の当社ウェブサイト (<https://www.kk-otake.co.jp>)に掲載させていただきます。

【新型コロナウイルス感染防止への対応について】

(株主さまへのお願い)

新型コロナウイルスの感染拡大を防止し、株主さまの安全を確保する観点から、株主総会会場へのご来場につきましては、見合わせていただくことをご検討くださいますようお願い申し上げます。特にご高齢の方や基礎疾患のある方、妊娠されている方、体調のすぐれない方は、株主総会へのご来場について、慎重なご判断をお願いいたします。

議決権行使につきましては、株主総会当日のご出席に代えて、同封の書面またはインターネットにより事前行使をすることができますので、ご利用を推奨いたします。

なお、今後の状況により株主総会の運営に変更が生じた場合は、インターネット上の当社ウェブサイトにおいてお知らせいたします。

当社ウェブサイト <https://www.kk-otake.co.jp>

(ご来場される株主さまへのお願い)

ご来場される株主の皆さまにおかれましては、マスクのご着用や、アルコール消毒液のご使用などの感染防止のための措置にご協力をお願い申し上げます。

会場入口において、検温を実施させていただき、新型コロナウイルス感染症の罹患が疑われる方(咳や37.5度以上の発熱等)は、入場をお断りさせていただく場合がございますので、予めご了承ください。

(当社の対応について)

当社の役員及び運営スタッフは、マスクを着用して対応させていただきます。

会場の座席は間隔を空けた配置とし、座席数が減少いたしますので、入場制限を行わせていただく場合がございます。

株主総会の議事は短時間で行う予定であります。また、出席株主さまへの「お土産」はご用意しておりません。何卒ご理解賜りますようお願い申し上げます。

当日は、節電のため冷房を抑えて開催する予定です。当日はクールビズにて対応させていただきますので、ご了承くださいますようお願い申し上げます。



議決権行使についてのご案内

株主総会における議決権は、株主の皆さまの大切な権利です。

後記の株主総会参考書類をご検討のうえ、議決権を行使していただきますようお願い申し上げます。

議決権を行使する方法は、以下の3つの方法がございます。



インターネットで議決権を行使される場合

次ページの案内に従って、議案の賛否をご入力ください。

行使期限

2021年8月24日（火曜日）
午後5時30分入力完了分まで



書面（郵送）で議決権を行使される場合

同封の議決権行使書用紙に議案に対する賛否をご表示のうえ、ご返送ください。

行使期限

2021年8月24日（火曜日）
午後5時30分到着分まで



株主総会にご出席される場合

同封の議決権行使書用紙を会場受付にご提出ください。

日時

2021年8月25日（水曜日）
午前10時（受付開始：午前9時）

議決権行使書用紙のご記入方法のご案内

議決権行使書 株主番号 ○○○○○○○○ 議決権の数 XX 個

0000 御中

××××年 ×月××日

(可取権)

1. _____
2. _____
3. _____
4. _____

スマートフォン用
議決権行使
ウェブサイト
ログインQRコード

見本

00000000

こちらに議案の賛否をご記入ください。

第1・4・5号議案

- 賛成の場合 >> 「賛」の欄に○印
- 反対する場合 >> 「否」の欄に○印

第2・3号議案

- 全員賛成の場合 >> 「賛」の欄に○印
- 全員反対する場合 >> 「否」の欄に○印
- 一部の候補者を反対する場合 >> 「賛」の欄に○印をし、反対する候補者の番号をご記入ください。

※議決権行使書用紙はイメージです。

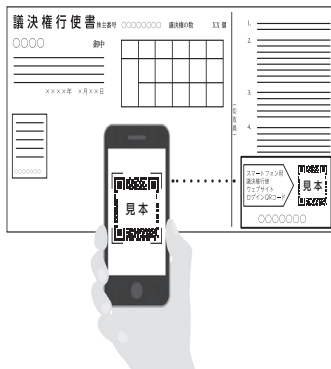
書面（郵送）及びインターネットの両方で議決権行使をされた場合は、インターネットによる議決権行使を有効な議決権行使としてお取り扱いいたします。また、インターネットにより複数回、議決権行使をされた場合は、最後に行われたものを有効な議決権行使としてお取り扱いいたします。

インターネットによる議決権行使のご案内

QRコードを読み取る方法 「スマート行使」

議決権行使コード及びパスワードを入力することなく議決権行使ウェブサイトへログインすることができます。

- 1 議決権行使書用紙右下に記載のQRコードを読み取ってください。



※「QRコード」は株式会社デンソーウェブの登録商標です。

- 2 以降は画面の案内に従って賛否をご入力ください。



「スマート行使」での議決権行使は1回に限り可能です。

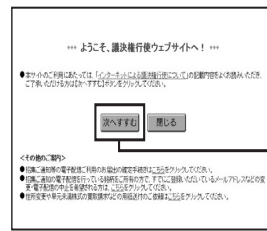
議決権行使後に行使内容を変更する場合は、お手数ですがPC向けサイトへアクセスし、議決権行使書用紙に記載の「議決権行使コード」・「パスワード」を入力してログイン、再度議決権行使をお願いいたします。

※QRコードを再度読み取っていただくと、PC向けサイトへ遷移できます。

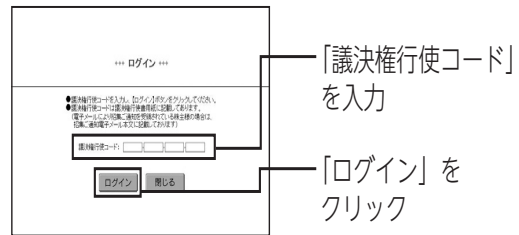
議決権行使コード・パスワードを入力する方法

議決権行使ウェブサイト <https://www.web54.net>

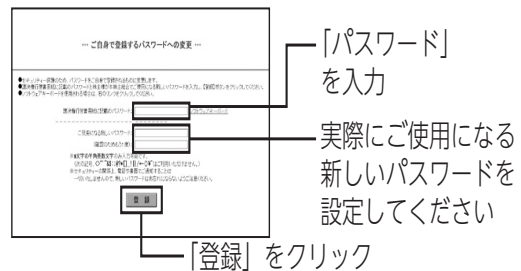
- 1 議決権行使ウェブサイトへアクセスしてください。



- 2 議決権行使書用紙に記載された「議決権行使コード」をご入力ください。



- 3 議決権行使書用紙に記載された「パスワード」をご入力ください。



- 4 以降は画面の案内に従って賛否をご入力ください。

※操作画面はイメージです。

インターネットによる議決権行使でパソコンやスマートフォン、携帯電話の操作方法などがご不明な場合は、右記にお問い合わせください。

三井住友信託銀行 証券代行ウェブサポート 専用ダイヤル
電話番号：0120-652-031 (フリーダイヤル)
(受付時間 9:00~21:00)

(添付書類)

事業報告

(2020年6月1日から
2021年5月31日まで)

1. 会社の現況に関する事項

(1) 事業の経過及びその成果

当事業年度における我が国経済は、新型コロナウイルス感染症の影響による経済活動の停滞により、個人消費や企業収益が悪化するなど、極めて厳しい状況で推移しました。先行きにつきましても、感染の再拡大が経済に与える影響に加え、米中対立が経済へ及ぼす影響などもあり、予断を許さない状況にあります。

当管材業界におきましても、民間設備投資において企業収益の落ち込みを背景に投資意欲が減退し、住宅投資も雇用・所得環境の悪化により低調に推移したことから、極めて厳しい状況で推移しました。

このような状況のもとで、当社では、取引先様や従業員の感染防止に留意しつつ、全社を挙げて拡販努力及び経費削減と業務効率化に努めてまいりました。

この結果、当事業年度における売上高は239億15百万円（前期比5.5%減）となり、利益面につきましては、営業利益1億41百万円（前期比36.5%減）、経常利益は2億76百万円（前期比19.7%減）、当期純利益は5億17百万円（前期比15.3%減）となりました。

(2) 設備投資の状況

当事業年度の設備投資の総額は36百万円であります。

(3) 資金調達の状況

該当事項はありません。

(4) 財産及び損益の状況の推移

(単位：百万円)

区 分	第66期 (2018年5月期)	第67期 (2019年5月期)	第68期 (2020年5月期)	第69期 (当事業年度) (2021年5月期)
売 上 高	25,506	26,459	25,313	23,915
経 常 利 益	538	610	344	276
当 期 純 利 益	361	420	610	517
1 株 当 たり 当 期 純 利 益	89.83円	104.44円	153.40円	130.45円
総 資 産	17,802	18,635	19,320	19,763
純 資 産	11,661	11,639	12,121	12,501
1 株 当 たり 純 資 産 額	2,895.24円	2,889.58円	3,056.05円	3,151.95円

(注) 1. 「1株当たり当期純利益」は、期中平均発行済株式総数により、また、「1株当たり純資産額」は、期末現在の発行済株式総数により算出しております。なお、期中平均発行済株式総数及び期末現在の発行済株式総数につきましては、自己株式を控除しております。

2. 「『税効果会計に係る会計基準』の一部改正」(企業会計基準第28号 2018年2月16日)を第67期(2019年5月期)の期首から適用しており、第66期(2018年5月期)の総資産の金額につきましては、当該会計基準を遡って適用した場合の金額となっております。

(5) 重要な親会社及び子会社の状況

① 親会社の状況

当社は、親会社を有していません。

② 重要な子会社の状況

当社の子会社として中国器材株式会社がありますが、子会社の資産、売上高、当期純利益、利益剰余金等からみて重要な子会社には該当いたしません。

(6) 対処すべき課題

今後の見通しにつきましては、経済活動は緩やかに回復することが期待されていますが、新型コロナウイルスの感染拡大が未だ収束を見せない中、企業の設備投資意欲は回復しておらず、物件の受注競争も依然として厳しく、物流費・人件費等上昇し続けている中、当社を取り巻く環境は引き続き厳しい状況となっております。

このような環境下において当社は以下の課題に取り組んでまいります。

- ① 商材拡大による一括受注体制作り
- ② 付加価値商品の拡販による利益確保
- ③ お客様のニーズに合ったサービスの提供
- ④ 社会の変化に対応できる組織作りと人材教育・育成
- ⑤ 業務の効率化と重要地域への人材投入

以上、今後の外部環境の変化に柔軟に対応しつつ、課題克服に全力を傾注してまいります。

株主の皆さまにおかれましては、引き続き相変わらぬご支援、ご鞭撻を賜りますよう心からお願い申し上げます。

(7) 主要な事業内容（2021年5月31日現在）

配管資材の販売

(8) 主要な事業所 (2021年5月31日現在)

本 社	名古屋市中区		
支 店	札幌 (札幌市東区)	新潟	(新潟市東区)
	東京 (東京都江東区)	静岡	(静岡県富士市)
	北陸 (富山県射水市)	名古屋	(名古屋市中区)
	関西 (堺市美原区)	九州	(福岡市博多区)
営業所	北関東 (さいたま市見沼区)	神奈川	(神奈川県平塚市)
物流拠点	名古屋物流センター (名古屋市中川区)		
	浦安物流センター (千葉県浦安市)		

(9) 従業員の状況 (2021年5月31日現在)

従 業 員 数	前 期 末 比 増 減 数	平 均 年 齢	平 均 勤 続 年 数
253名	+ 4名	38.7歳	13.3年

(注) 上記従業員数には嘱託社員及びパートタイマーは含んでおりません。

(10) 主要な借入先 (2021年5月31日現在)

該当事項はありません。

2. 会社の株式に関する事項 (2021年5月31日現在)

- (1) 発行可能株式総数 13,000,000株
 (2) 発行済株式の総数 4,284,500株 (自己株式318,258株を含む)
 (3) 株主数 645名
 (4) 上位10名の大株主

株主名	株式数 (千株)	持株比率 (%)
オクタケ持株会	451	11.3
西尾市	363	9.1
株式会社キッツ	338	8.5
オクタケ従業員持株会	299	7.5
鈴木照	175	4.4
岡谷鋼機株式会社	163	4.1
株式会社三菱UFJ銀行	136	3.4
尾崎美津子	113	2.8
株式会社名古屋銀行	107	2.7
株式会社ベソ	107	2.6

- (注) 1. 当社は自己株式318,258株を保有しておりますが、上記大株主からは除外しております。
 2. 持株比率は発行済株式の総数から自己株式を控除した数に基づき算出しております。

3. 会社役員に関する事項

(1) 取締役の氏名等 (2021年5月31日現在)

氏名	地位及び担当	重要な兼職の状況
村井 善幸	代表取締役社長	
金戸 俊哉	取締役 企画管理本部長	
岡沢 等	取締役 営業本部長	
服部 透	取締役 商品企画本部長	
三浦 博隆	取締役 監査等委員・常勤	
石原 真二	取締役 監査等委員	石原総合法律事務所 所長 矢作建設工業株式会社 社外取締役 株式会社十六銀行 社外監査役 豊島株式会社 社外監査役
赤星 知明	取締役 監査等委員	赤星公認会計士事務所 所長 名古屋木材株式会社 社外監査役 パブリック株式会社 社外監査役 シンコール本部株式会社 社外監査役

- (注) 1. 取締役監査等委員石原真二氏及び赤星知明氏は、社外取締役であります。
2. 当社は、取締役監査等委員石原真二氏及び赤星知明氏を東京証券取引所の定めに基づく独立役員として、同取引所に届け出ております。
3. 取締役監査等委員石原真二氏は、弁護士として企業法務及び法律に関する相当程度の知見を有するものであります。
4. 取締役監査等委員赤星知明氏は、公認会計士として財務及び会計に関する相当程度の知見を有するものであります。
5. 取締役監査等委員三浦博隆氏は、常勤の監査等委員であります。常勤の監査等委員を選定している理由につきましては、社内の事情に精通した者が、取締役会以外の重要な会議に出席をし、内部監査部門等との連携を密に図ることにより得られた情報をもとに監査・監督を行うことで、監査等委員会における監査・監督の実効性を高めるためであります。

(2) 責任限定契約の内容の概要

当社と各監査等委員である取締役は、会社法第427条第1項の規定に基づき、同法第423条第1項の損害賠償責任を限定する契約を締結しております。ただし、当該契約に基づく責任の限度額は、法令が規定する額としております。

(3) 役員等賠償責任保険契約の内容の概要

当社は、会社法第430条の3第1項に規定する役員等賠償責任保険契約を保険会社との間で締結しております。当該保険契約の被保険者の範囲は当社取締役であり、被保険者は保険料を負担しておりません。当該保険契約は被保険者が負担することとなる会社役員としての業務行為に起因して損害賠償請求がされた場合の損害を填補の対象としております。ただし、被保険者の職務の執行の適正性が損なわれないようにするため、被保険者による犯罪行為等に起因する場合には填補の対象としないこととしております。

(4) 取締役の報酬等

① 取締役の個人別の報酬等の内容についての決定に関する事項

1.基本方針

当社の取締役の報酬は、企業価値の持続的な向上を図るインセンティブとして十分に機能するよう株主利益と連動した報酬体系とし、各取締役の報酬の決定に際しては各職責を踏まえた適正な水準とすることを基本方針としております。

具体的な内容としては、基本報酬及び業績連動報酬により構成され、監督機能を担う社外取締役については、その職務に鑑み基本報酬のみを支払うこととしております。

2.基本報酬（金銭）の個人別報酬の額の決定に関する方針

当社の取締役の基本報酬は、月額固定報酬とし、役位・職責・在任年数等に応じて、業績・従業員給与等の水準を考慮しながら、総合的に勘案し決定しております。

3.業績連動報酬の内容及び額の決定に関する方針

当社の取締役の業績連動報酬は、前事業年度対比の達成状況に応じた業績連動報酬を採用しております。業績連動報酬に係る指標は、前事業年度の売上高・営業利益等であり、各事業年度の安定的な収益計上を重視して、当該指標を選択しております。なお、当事業年度（第69期）における業績連動に係る指標のうち、前事業年度（第68期）の売上高の目標は27,500百万円、実績は25,313百万円であり、同じく営業利益の目標は400百万円、実績は223百万円であります。

4.取締役（監査等委員である取締役を除く。）の個人別の報酬等の内容についての決定に関する事項

取締役（監査等委員である取締役を除く。）の個人別の報酬等については、取締役会決議に基づいて代表取締役社長村井善幸がその具体的内容について委任を受けるものとし、その権限の内容は各取締役の基本報酬の額並びに各取締役の業績寄与度等のプロセス評価を踏まえた評価配分とすることとしております。代表取締役社長に委任した理由は、当社全体の業績を俯瞰しつつ各取締役の担当領域や職責の評価を行うには代表取締役社長が最も適していると判断したためであります。

なお、当事業年度の当社の取締役の報酬については、2020年8月27日開催の取締役会にて決定しており、取締役会は、当事業年度に係る取締役の個人別の報酬等について、報酬等の内容の決定方法及び決定された報酬等の内容がこの決定方針と整合していることを確認し、当該決定方針に沿うものであると判断しております。

② 取締役及び監査等委員である取締役の報酬等についての株主総会の決議に関する事項

取締役の報酬等の額は、2015年8月27日開催の第63期定時株主総会決議において、取締役（監査等委員である取締役を除く。）について年額150百万円以内（ただし、使用人兼務取締役の使用人分給与は含まない。）、監査等委員である取締役について年額30百万円以内と決議いただいております。なお、当該株主総会終結時点の取締役（監査等委員である取締役を除く。）の数は7名、監査等委員である取締役の数は3名です。

③ 当事業年度に係る報酬等の総額

役員区分	報酬等の総額 (千円)	報酬等の種類別の総額 (千円)			対象となる 役員の数 (名)
		基本報酬	業績連動報酬	非金銭報酬	
取締役（監査等委員である取締役を除く。） （うち社外取締役）	53,048 (—)	37,446 (—)	15,602 (—)	— (—)	4 (—)
取締役（監査等委員） （うち社外取締役）	11,530 (4,800)	11,530 (4,800)	— (—)	— (—)	3 (2)
合計 （うち社外取締役）	64,578 (4,800)	48,976 (4,800)	15,602 (—)	— (—)	7 (2)

(注) 取締役（監査等委員である取締役を除く。）の支給額には、使用人兼務取締役の使用人分給与は含まれておりません。

(5) 社外役員に関する事項

① 他の法人等の業務執行取締役等の重要な兼職状況

取締役監査等委員石原真二氏は、石原総合法律事務所所長であります。当社は同事務所と法律顧問契約を締結しております。

取締役監査等委員赤星知明氏は、赤星公認会計士事務所所長であります。なお、当社と同事務所との間には特別の関係はありません。

② 他の法人等の社外役員の重要な兼職状況

取締役監査等委員石原真二氏は、矢作建設工業株式会社の社外取締役、株式会社十六銀行の社外監査役及び豊島株式会社の社外監査役であります。

なお、当社と矢作建設工業株式会社、株式会社十六銀行及び豊島株式会社との間には特別の関係はありません。

取締役監査等委員赤星知明氏は、名古屋木材株式会社の社外監査役、パブリック株式会社の社外監査役及びシンコール本部株式会社の社外監査役であります。

なお、当社と名古屋木材株式会社、パブリック株式会社及びシンコール本部株式会社との間には特別の関係はありません。

③ 社外役員の主な活動状況

地位	氏名	主な活動状況及び期待する役割に関して行った職務の概要
取締役 (監査等委員)	石原 真二	当事業年度に開催された取締役会13回のうち13回に、監査等委員会5回すべてに出席いたしました。 弁護士としての専門的見地と他社での社外取締役としての客観的かつ公正な立場から社内取締役とは異なる視点による助言・監督を行うことが期待されており、これらの役割を果たすことで、取締役会の実効性向上に寄与いたしました。また、監査等委員会においても適切な意見・提言を行っております。
取締役 (監査等委員)	赤星 知明	当事業年度に開催された取締役会13回のうち13回に、監査等委員会5回すべてに出席いたしました。 公認会計士として専門的見地と他社での社外監査役としての客観的かつ公正な立場から社内取締役とは異なる視点による助言・監督を行うことが期待されており、これらの役割を果たすことで、取締役会の実効性向上に寄与いたしました。また、監査等委員会においても適切な意見・提言を行っております。

4. 会計監査人の状況

(1) 名称

太陽有限責任監査法人

(2) 報酬等の額

	報酬等の額
当事業年度に係る会計監査人の報酬等の額	19百万円
当社が会計監査人に支払うべき金銭その他の財産上の利益の合計額	19百万円

(注) 1. 当社と会計監査人との間の監査契約において、会社法に基づく監査と金融商品取引法に基づく監査の監査報酬等の額を明確に区分しておらず、実質的にも区分できませんので、当事業年度に係る会計監査人の報酬等の額にはこれらの合計額を記載しております。

2. 監査等委員会は、会計監査人の監査計画の内容、会計監査の職務遂行状況及び報酬見積り算出根拠などが適切であるかどうかについて必要な検証を行ったうえで、会計監査人の報酬等の額について同意の判断をいたしました。

(3) 非監査業務の内容

該当事項はありません。

(4) 会計監査人の解任又は不再任の決定方針

監査等委員会は、会計監査人の職務の執行に支障がある場合等、その必要性があると判断した場合は、会計監査人の解任又は不再任に関する議案の内容を決定し、取締役会は、当該決定に基づき、当該議案を株主総会の目的事項とすることにいたします。

また、会計監査人が会社法第340条第1項各号に定める項目に該当すると認められる場合は、監査等委員全員の同意に基づき監査等委員会が、会計監査人を解任いたします。この場合、監査等委員会が選定した監査等委員は、解任後最初に招集される株主総会において、会計監査人を解任した旨と解任の理由を報告いたします。

(5) 責任限定契約の内容の概要

該当事項はありません。

5. 業務の適正を確保するための体制及び当該体制の運用状況

(1) 当社取締役会における「内部統制システム構築の基本方針」の決議内容

① 取締役及び使用人の職務の執行が法令・定款に適合することを確保するための体制

イ. 当社は、「経営方針」、「行動指針」を全ての取締役及び使用人に周知し、企業倫理意識の向上や法令遵守のため「法令等遵守規程」の徹底を図り、必要に応じて研修を実施する。

ロ. 取締役会は、取締役会規則に則り会社の業務執行を決定する。

ハ. 代表取締役社長は、取締役会規則に則り取締役から委任された会社業務の決定を行うとともに、かかる決定、取締役会決議、取締役会規則に従い職務を執行する。

ニ. 取締役会が取締役の職務の執行を監督するため、取締役は会社の業務執行状況を取締役会規則に則り取締役会に報告するとともに、他の取締役の職務執行を相互に監視・監督する。

ホ. 社長直属組織である内部監査室が、本社及び各支店・営業所を定期的に監査し、その結果を代表取締役及び取締役会に報告する。

ヘ. 当社における法令遵守の観点から、これに反する行為等を早期に発見し、是正するため、「内部通報制度規程」を制定し、グループ社員を含む役職員全員に徹底する。

② 取締役の職務の遂行に係る情報の保存及び管理等に関する体制

取締役の職務の遂行に係る文書（電磁的記録を含む。）は、これに関する資料とともに社内規程に従い保管し、必要に応じて運用状況の検証、各規程の見直しを行う。

③ 損失の危険の管理に関する規程その他の体制

全社的なリスク管理は管理部門が統括的に管理するが、各部門固有の業務に付随するリスクについては、各本部長等がそれぞれに自部門に内在するリスクを把握、分析、評価したうえで適切な対策を実施するとともに、使用人への教育を実施する。また、不測の事態が発生した場合は、社長指揮下の対策本部を設置し、迅速かつ適正な対応を行い、損害を最小限に抑える体制を整える。

- ④ 取締役の職務の執行が効率的に行われることを確保するための体制
事業計画の策定・執行状況の進捗チェック等の経営マネジメント、並びに取締役会規則の厳正なる運用による業務執行マネジメントの徹底により、取締役の職務執行の効率性の確保を行う。また、業務の適正を確保するため、ガバナンス体制や内部監査体制の強化を図る。
- ⑤ 当社グループにおける業務の適正を確保するための体制
当社グループは、業務の執行が法令及び定款に適合することを確保するための諸施策に加え、以下の体制を構築する。
- イ. 子会社を主管する部門が、「関係会社管理規程」に基づき、子会社の経営を管理するとともに、状況に応じ取締役等を派遣して経営を把握し、取締役会への報告を行う。
 - ロ. 関係会社管理規程において、子会社との協議事項、子会社からの報告事項等を定め、適宜、子会社を主管する部門が子会社からの報告を受け、取締役会への報告を行うものとする。
 - ハ. 子会社に対して法令遵守、損失の危険の管理、財務報告の適正性の確保、効率的職務執行体制等の主要な内部統制項目について、各体制、規程等の整備の助言・指導を行うほか、子会社への教育・研修の実施などによりグループとしての内部統制システムの整備を図るものとする。
- 二. 社長直属組織である内部監査室は、年度計画に基づき当社グループの内部監査を実施し、取締役会及び子会社を主管する部門に結果を報告する。
- ⑥ 監査等委員会がその職務を補助すべき使用人を置くことを求めた場合における当該使用人に関する事項
監査等委員会の求めに応じて選任された監査等委員会補助者は、監査等委員会直属の組織とし、人事評価及び人事異動等については監査等委員会の事前の同意を得る。

- ⑦ 当社及び子会社の取締役及び使用人が監査等委員会に報告するための体制、その他の監査等委員に報告するための体制

当社及び子会社の取締役及び使用人が行う監査等委員会に対する報告は、法令の規定事項のほか、次の事項とする。

イ. 当社及び子会社の業務・財務並びに業績等に重大な影響、損害を及ぼす事項

ロ. 当社及び子会社の役職員が法令及び定款に違反する行為、または、これらの行為を行うおそれがあると考えられる事項

ハ. 内部監査室長が行う内部監査の実施状況、業務遂行の状況、内部統制に関する活動状況並びに内部通報制度の運用状況及び通報の内容

ニ. 監査等委員会から業務執行に関する事項の報告を求められた当社及び子会社の取締役及び使用人は、速やかに当該事項につき報告を行う。

- ⑧ その他監査等委員の監査が実効的に行われることを確保するための体制

「監査等委員会規則」に則って監査を行うことにより、監査の実効性を確保する。また、代表取締役社長との意見交換会を行い、効率的な監査業務の遂行を図る。

- ⑨ 財務報告の信頼性を確保するための体制

当社は、金融商品取引法の定めに従い、健全な内部統制環境の保持に努め、有効かつ正当な評価ができる内部統制システムを構築し、適正な運用に努めることにより財務報告の信頼性と適正性を確保する。

- ⑩ 反社会的勢力排除に向けた基本的な考え方及び体制整備について

当社は、反社会的勢力に対しては毅然とした態度で臨み、一切の取引は行わず、不当・不正な要求に応じないことをグループ社員を含む役職員全員に徹底する。

(2) 当期における主な運用状況

- ① 取締役会

取締役会の役割・責務をより明確に、かつより実効性の高いものにするために、毎週業務執行取締役が業務の進捗状況を確認いたしました。また社外取締役による積極的な問題提議を含め、建設的な意見交換を行い、取締役相互に監視・監督をするよう取り組みました。

② コンプライアンス

内部監査室主導のもと各拠点において社員へのヒアリングを実施し内部統制、コンプライアンス、内部通報に関する説明会を行い、また効率かつ適切な内部統制システムの周知と運用に努めました。

③ リスクマネジメント

与信管理につきましては、債権管理上不安な先については、毎期期初に金額と合わせて見直しを行い、取引金額の圧縮や売上債権保証等により、取引先の倒産等による資金ロスに備えました。

また、全取引先に対して年2回興信所の簡易調査を行い、一部の取引先については、詳細な興信所調査を徴求し経営状況を把握しました。

④ 業績の管理

事業年度の初めに作成した「利益計画」に基づき、毎月1回の開催を原則とする予算実績会議において、各部署の目標の達成状況と達成に向けた具体案の立案、実行状況を業務執行取締役、監査等委員及び各部門長が確認をしてきました。

⑤ 子会社に係る内部統制

「内部統制システムの基本方針」に基づき、子会社についても内部監査を実施いたしました。

⑥ 内部監査体制

代表取締役の指示のもと各取締役が中心となり、調査、是正を行い、その結果報告を行う体制としています。また、監査等委員会は、常勤監査等委員が中心となり、内部監査室や関連部門と連携を取り調査等をするとともに必要な是正を求めました。

⑦ 財務報告に係る内部統制

財務報告の信頼性を確保するため、経理業務マニュアルに基づいて決算数字を確定させた後、決算プロセス業務記述書を記入し、チェックいたしました。

会計監査や四半期レビュー等の報告等を通じ会計監査人と監査等委員、内部監査室は双方向のコミュニケーションを重視し、監査上の必要な事項について情報提供と意見交換を行い連携が適切に行われるよう努めました。また、常勤監査等委員が内部監査室と連携し、随時必要な情報交換や業務執行状況についての確認を行い会計監査人が必要とする情報等の提供を行いました。

6. 剰余金の配当等の決定に関する方針

当社は、株主に対する利益還元を経営の重要課題として位置づけており、先行き厳しい経営環境のもと、経営の効率化を図りながら、安定的な配当を維持継続していくことを目標とし、併せて企業体質の強化及び今後の事業展開に備えるための内部留保の充実を考慮しつつ、利益水準をより反映した適正な配当水準の維持向上に努めることを基本方針としております。

当期の剰余金の配当につきましては、1株につき普通配当23円といたしたいと存じます。

(注) 本事業報告中の記載金額は、表示単位未満を切り捨てて表示しております。

貸借対照表

(2021年5月31日現在)

(単位：千円)

資 産 の 部		負 債 の 部	
科 目	金 額	科 目	金 額
流 動 資 産	13,382,152	流 動 負 債	6,227,048
現金及び預金	1,387,646	電子記録債務	3,898,502
受取手形	2,998,450	買掛金	1,791,239
電子記録債権	2,928,353	未払金	90,962
売掛金	3,698,207	未払法人税等	150,792
商品の	2,238,377	賞与引当金	141,828
その他の	137,788	その他	153,724
貸倒引当金	△6,671	固 定 負 債	1,034,899
固 定 資 産	6,381,209	繰延税金負債	180,696
有 形 固 定 資 産	4,371,521	退職給付引当金	661,432
建物	1,071,528	再評価に係る繰延税金負債	113,962
構築物	15,403	その他	78,808
機械及び装置	12,917	負 債 合 計	7,261,948
車両及び運搬具	9,067	純 資 産 の 部	
工具、器具及び備品	48,020	株 主 資 本	12,078,371
土地	3,214,584	資 本 金	1,312,207
無 形 固 定 資 産	76,195	資 本 剰 余 金	1,315,697
ソフトウェア	74,568	資本準備金	1,315,697
電話加入権	1,627	利 益 剰 余 金	10,000,812
投資その他の資産	1,933,492	利益準備金	313,051
投資有価証券	1,793,504	その他利益剰余金	9,687,760
関係会社株式	23,000	圧縮積立金	431,491
破産更生債権等	1,878	特別償却準備金	318
長期前払費用	11,676	別途積立金	5,000,000
その他	107,644	繰越利益剰余金	4,255,951
貸倒引当金	△4,211	自 己 株 式	△550,345
資 産 合 計	19,763,362	評価・換算差額等	423,042
		その他有価証券評価差額金	654,525
		土地再評価差額金	△231,483
		純 資 産 合 計	12,501,413
		負 債 ・ 純 資 産 合 計	19,763,362

損益計算書

(2020年6月1日から
2021年5月31日まで)

(単位：千円)

科 目	金 額	額
売上高		23,915,343
売上原価		20,915,672
売上総利益		2,999,671
販売費及び一般管理費		2,857,938
営業利益		141,732
営業外収益		
受取利息	6	
受取配当金	55,655	
仕入割引	92,042	
その他	35,195	182,899
営業外費用		
支払利息	1,047	
売上割引	41,737	
その他	4,940	47,725
経常利益		276,906
特別利益		
投資有価証券売却益	183,497	
区分地上権設定益	278,925	462,423
税引前当期純利益		739,330
法人税、住民税及び事業税	209,137	
法人税等調整額	12,799	221,936
当期純利益		517,393

株主資本等変動計算書

(2020年6月1日から
2021年5月31日まで)

(単位：千円)

	株 主 資 本										
	資 本 金	資 本 金		利 益 剰 余 金				利 益 剰 余 金 計	自 己 株 式	株 主 資 本 合 計	
		資 本 金	剰 余 金	利 益 剰 余 金	そ の 他 利 益 剰 余 金						
					資 本 金	剰 余 金	圧 縮 積 立 金				特 別 償 却 準 備 金
2020年6月1日 残 高	1,312,207	1,315,697	313,051	431,774	636	5,000,000	3,818,187	9,563,650	△550,345	11,641,209	
事 業 年 度 中 の 変 動 額											
剰 余 金 の 配 当							△91,223	△91,223		△91,223	
当 期 純 利 益							517,393	517,393		517,393	
特 別 償 却 準 備 金 の 取 崩					△318		318	—		—	
圧 縮 積 立 金 の 取 崩				△283			283	—		—	
土 地 再 評 価 差 額 金 の 取 崩							10,991	10,991		10,991	
株 主 資 本 以 外 の 項 目 の 事 業 年 度 中 の 変 動 額 (純 額)											
事 業 年 度 中 の 変 動 額 合 計	—	—	—	△283	△318	—	437,763	437,161	—	437,161	
2021年5月31日 残 高	1,312,207	1,315,697	313,051	431,491	318	5,000,000	4,255,951	10,000,812	△550,345	12,078,371	

	評価・換算差額等			純資産合計
	その他有価証券 評価差額金	土地再評価 差額金	評価・換算 差額等合計	
2020年6月1日 残高	700,302	△220,491	479,810	12,121,020
事業年度中の 変動額				
剰余金の配当				△91,223
当期純利益				517,393
特別償却準備金 の取崩				—
圧縮積立金の取崩				—
土地再評価差額金 の取崩				10,991
株主資本以外の 項目の事業年度 中の変動額 (純額)	△45,776	△10,991	△56,768	△56,768
事業年度中の 変動額合計	△45,776	△10,991	△56,768	380,393
2021年5月31日 残高	654,525	△231,483	423,042	12,501,413

1. 重要な会計方針に係る事項に関する注記

(1) 資産の評価基準及び評価方法

① 有価証券の評価基準及び評価方法

イ. 子会社株式……………移動平均法による原価法

ロ. その他有価証券

時価のあるもの……………事業年度末日の市場価格等に基づく時価法（評価差額は全部純資産直入法により処理し、売却原価は移動平均法により算定しております。）

時価のないもの……………移動平均法による原価法

② たな卸資産の評価基準及び評価方法

商品……………総平均法による原価法（貸借対照表価額については収益性の低下に基づく簿価切下げの方法）

(2) 固定資産の減価償却の方法

① 有形固定資産……………定率法

ただし、1998年4月1日以降に取得した建物（建物附属設備を除く）及び2016年4月1日以降に取得した建物附属設備並びに構築物については、定額法を採用しております。

主な耐用年数 建物8～50年

② 無形固定資産……………定額法

なお、自社利用のソフトウェアについては、社内における利用可能期間（5年）に基づいております。

(3) 引当金の計上基準

① 貸倒引当金……………債権の貸倒れによる損失に備えるため、一般債権については貸倒実績率により、貸倒懸念債権等特定の債権については個別に回収可能性を検討し、回収不能見込額を計上しております。

② 賞与引当金……………従業員の賞与支給に備えるため、賞与支給見込額のうち当事業年度に負担すべき額を計上しております。

③ 退職給付引当金……………従業員の退職給付に備えるため、当事業年度末における退職給付債務（簡便法）に基づき計上しております。

(4) その他計算書類作成のための基本となる重要な事項

消費税等の会計処理……………税抜方式によっております。

2.表示の変更に関する注記

「会計上の見積りの開示に関する会計基準」の適用に伴う変更

「会計上の見積りの開示に関する会計基準」（企業会計基準第31号 2020年3月31日）を当事業年度の年度末に係る計算書類から適用し、計算書類に重要な会計上の見積りに関する注記を記載しております。

3.会計上の見積りに関する注記

固定資産の減損

(1) 当事業年度の計算書類に計上した金額

有形固定資産及び無形固定資産 4,447百万円

減損損失 一百万円

(2) 識別した項目に係る重要な会計上の見積りの内容に関する情報

①当事業年度の計算書類に計上した金額の算出方法

資産のグルーピングを拠点別に行い、収益性が著しく低下した資産グループについて、帳簿価額を回収可能価額まで減額し当該減少額を減損損失として計上します。

②当事業年度の計算書類に計上した金額の算出に用いた主要な仮定

主要な固定資産を土地としており、物件ごとにグルーピングを行う賃貸及び遊休資産を除き各拠点を概ね独立したキャッシュ・フローを生み出す最小の単位としています。

③翌事業年度の計算書類に与える影響

事業計画や市場環境の変化により、その見積り額の前提とした条件や仮定に変更が生じた場合、翌事業年度以降の計算書類において追加の減損処理が必要となる可能性があります。

4. 貸借対照表に関する注記

(1) 有形固定資産の減価償却累計額 1,988,510千円

(2) 関係会社に対する金銭債権 短期金銭債権 33,229千円

(3) 取締役に対する金銭債務 6,819千円

(4) 土地の再評価

「土地の再評価に関する法律」（1998年3月31日公布 法律第34号）及び「土地の再評価に関する法律の一部を改正する法律」（2001年3月31日改正）に基づき事業用の土地の再評価を行っております。なお、当該評価差額に係る税金相当額を再評価に係る繰延税金負債として負債の部に計上し、これを控除した金額を土地再評価差額金として純資産の部に計上しております。

再評価を行った年月日 2001年5月31日

再評価の方法

土地の再評価に関する法律施行令（1998年3月31日公布 政令第119号）第2条第4号に定める地価税法（1991年 法律第69号）第16条に規定する地価税の課税価格の計算の基礎となる土地の価額を算出するために国税庁長官が定めて公表した方法により算出した価額に基づいて、合理的な調整を行って算出しております。

再評価を行った土地の当事業年度末における時価と再評価後の帳簿価額との差額

639,222千円

5. 損益計算書に関する注記

関係会社との取引高

営業取引における取引高

売上高 79,920千円

6. 株主資本等変動計算書に関する注記

(1) 当事業年度末における発行済株式の種類及び総数

株式の種類	当事業年度 期首の株式数	当事業年度 当増株式数	当事業年度 当減株式数	当事業年度 当末の株式数
普通株式	4,284,500株	一株	一株	4,284,500株

(2) 当事業年度末における自己株式の種類及び株式数

株式の種類	当事業年度 期首の株式数	当事業年度 当増株式数	当事業年度 当減株式数	当事業年度 当末の株式数
普通株式	318,258株	一株	一株	318,258株

(3) 配当に関する事項

① 配当金支払額等

決議	株式の 種類	配当金 の総額 (千円)	1株あたり の配当額 (円)	基準日	効力発生日
2020年8月27日 定時株主総会	普通株式	91,223	23	2020年5月31日	2020年8月28日

② 基準日が当事業年度に属する配当のうち、配当の効力発生日が翌事業年度となるもの

2021年8月25日開催の第69期定時株主総会において次のとおり決議することを予定しております。

決議予定	株式の 種類	配当の原資	配当金 の総額 (千円)	1株あたり の配当額 (円)	基準日	効力発生日
2021年8月25日 定時株主総会	普通株式	利益剰余金	91,223	23	2021年5月31日	2021年8月26日

(4) 当事業年度末における新株予約権の目的となる株式の種類及び総数

該当事項はありません。

7. 税効果会計に関する注記

繰延税金資産及び繰延税金負債の発生 of 主な原因別の内訳

繰延税金資産

貸倒引当金		3,330千円
未払費用		9,298千円
未払事業税		9,744千円
賞与引当金		43,399千円
減損損失		49,400千円
退職給付引当金		202,398千円
投資有価証券評価損		9,499千円
会員権評価損		4,675千円
その他		27,175千円
繰延税金資産	小計	358,920千円
評価性引当額		△56,699千円
繰延税金資産	合計	302,221千円

繰延税金負債

その他有価証券評価差額金		△281,347千円
圧縮積立金		△190,254千円
その他		△11,317千円
繰延税金負債	合計	△482,918千円
繰延税金資産の純額		△180,696千円

再評価に係る繰延税金負債

再評価に係る繰延税金資産		149,923千円
評価性引当額		△149,923千円
再評価に係る繰延税金負債		113,962千円
差引		113,962千円

8. 金融商品に関する注記

(1) 金融商品の状況に関する事項

当社は、資金運用については短期的な預金等に限定し、資金の調達等を必要とする場合は主として銀行等金融機関からの借入により行っております。

受取手形、電子記録債権及び売掛金に係る顧客の信用リスクは、与信管理規程に沿ってリスク低減を図っております。また、投資有価証券は株式であり、上場株式については四半期ごとに時価の把握を行っております。

(2) 金融商品の時価等に関する事項

2021年5月31日（当事業年度の決算日）における貸借対照表計上額、時価及びこれらの差額については、次のとおりであります。

（単位：千円）

	貸借対照表 計上額（*）	時価（*）	差額
(1) 現金及び預金	1,387,646	1,387,646	—
(2) 受取手形	2,998,450	2,998,450	—
(3) 電子記録債権	2,928,353	2,928,353	—
(4) 売掛金	3,698,207	3,698,207	—
(5) 投資有価証券 その他有価証券	1,601,522	1,601,522	—
(6) 電子記録債務	(3,898,502)	(3,898,502)	—
(7) 買掛金	(1,791,239)	(1,791,239)	—
(8) 未払金	(90,962)	(90,962)	—
(9) 未払法人税等	(150,792)	(150,792)	—

（*）負債に計上されているものについては、（ ）で示しております。

（注1）金融商品の時価の算定方法及び有価証券に関する事項

(1) 現金及び預金、(2) 受取手形、(3) 電子記録債権及び(4) 売掛金

これらは短期間で決済されるため、時価は帳簿価額にほぼ等しいことから、当該帳簿価額によっております。

(5) 投資有価証券

これらの時価については、取引所の価格によっております。

(6) 電子記録債務、(7) 買掛金、(8) 未払金及び(9) 未払法人税等

これらは短期間で決済されるため、時価は帳簿価額にほぼ等しいことから、当該帳簿価額によっております。

（注2）1. 非上場株式（貸借対照表計上額 191,982千円）は、市場価格がなく、かつ将来キャッシュ・フローを見積ることなどができず、時価を把握することが極めて困難と認められるため、〔(5) 投資有価証券 その他有価証券〕には含めておりません。

2. 関係会社株式（貸借対照表計上額 23,000千円）は、市場価格がなく、かつ将来キャッシュ・フローを見積ることなどができず、時価を把握することが極めて困難と認められるため、〔(2) 金融商品の時価等に関する事項〕には記載しておりません。

9. 1株当たり情報に関する注記

(1) 1株当たり純資産額	3,151円95銭
(2) 1株当たり当期純利益	130円45銭

10. 重要な後発事象に関する注記

該当事項はありません。

計算書類に係る会計監査人の監査報告

独立監査人の監査報告書

2021年7月16日

株式会社 オータケ
取締役会 御中

太陽有限責任監査法人
名古屋事務所

指定有限責任社員
業務執行社員 公認会計士 荒井 巖 (印)

指定有限責任社員
業務執行社員 公認会計士 池田 哲雄 (印)

監査意見

当監査法人は、会社法第436条第2項第1号の規定に基づき、株式会社オータケの2020年6月1日から2021年5月31日までの第69期事業年度の計算書類、すなわち、貸借対照表、損益計算書、株主資本等変動計算書、重要な会計方針及びその他の注記並びにその附属明細書（以下「計算書類等」という。）について監査を行った。

当監査法人は、上記の計算書類等が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、当該計算書類等に係る期間の財産及び損益の状況を、全ての重要な点において適正に表示しているものと認める。

監査意見の根拠

当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準における当監査法人の責任は、「計算書類等の監査における監査人の責任」に記載されている。当監査法人は、我が国における職業倫理に関する規定に従って、会社から独立しており、また、監査人としてのその他の倫理上の責任を果たしている。当監査法人は、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

計算書類等に対する経営者及び監査等委員会の責任

経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して計算書類等を作成し適正に表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない計算書類等を作成し適正に表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

計算書類等を作成するに当たり、経営者は、継続企業的前提に基づき計算書類等を作成することが適切であるかどうかを評価し、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に基づいて継続企業に関する事項を開示する必要がある場合には当該事項を開示する責任がある。

監査等委員会の責任は、財務報告プロセスの整備及び運用における取締役の職務の執行を監視することにある。

計算書類等の監査における監査人の責任

監査人の責任は、監査人が実施した監査に基づいて、全体としての計算書類等に不正又は誤謬による重要な虚偽表示がないかどうかについて合理的な保証を得て、監査報告書において独立の立場から計算書類等に対する意見を表明することにある。虚偽表示は、不正又は誤謬により発生する可能性があり、個別に又は集計すると、計算書類等の利用者の意思決定に影響を与えると合理的に見込まれる場合に、重要性があると判断される。

監査人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に従って、監査の過程を通じて、職業的専門家としての判断を行い、職業的懐疑心を保持して以下を実施する。

・不正又は誤謬による重要な虚偽表示リスクを識別し、評価する。また、重要な虚偽表示リスクに対応した監査手続を立案し、実施する。監査手続の選択及び適用は監査人の判断による。さらに、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手する。

・計算書類等の監査の目的は、内部統制の有効性について意見表明するためのものではないが、監査人は、リスク評価の実施に際して、状況に応じた適切な監査手続を立案するために、監査に関連する内部統制を検討する。

・経営者が採用した会計方針及びその適用方法の適切性、並びに経営者によって行われた会計上の見積りの合理性及び関連する注記事項の妥当性を評価する。

・経営者が継続企業を前提として計算書類等を作成することが適切であるかどうか、また、入手した監査証拠に基づき、継続企業の前提に重要な疑義を生じさせるような事象又は状況に関して重要な不確実性が認められるかどうか結論付ける。継続企業の前提に関する重要な不確実性が認められる場合は、監査報告書において計算書類等の注記事項に注意を喚起すること、又は重要な不確実性に関する計算書類等の注記事項が適切でない場合は、計算書類等に対して除外事項付意見を表明することが求められている。監査人の結論は、監査報告書日までに入手した監査証拠に基づいているが、将来の事象や状況により、企業は継続企業として存続できなくなる可能性がある。

・計算書類等の表示及び注記事項が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠しているかどうかとともに、関連する注記事項を含めた計算書類等の表示、構成及び内容、並びに計算書類等が基礎となる取引や会計事象を適正に表示しているかどうかを評価する。

監査人は、監査等委員会に対して、計画した監査の範囲とその実施時期、監査の実施過程で識別した内部統制の重要な不備を含む監査上の重要な発見事項、及び監査の基準で求められているその他の事項について報告を行う。

監査人は、監査等委員会に対して、独立性についての我が国における職業倫理に関する規定を遵守したこと、並びに監査人の独立性に影響を与えると合理的に考えられる事項、及び阻害要因を除去又は軽減するためにセーフガードを講じている場合はその内容について報告を行う。

利害関係

会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以 上

監査等委員会の監査報告

監 査 報 告 書

当監査等委員会は、2020年6月1日から2021年5月31日までの第69期事業年度における取締役の職務の執行について監査いたしました。その方法及び結果につき以下のとおり報告いたします。

1. 監査の方法及びその内容

監査等委員会は、会社法第399条の13第1項第1号ロ及びハに掲げる事項に関する取締役会決議の内容並びに当該決議に基づき整備されている体制（内部統制システム）について、取締役及び使用人等からその構築及び運用の状況について定期的に報告を受け、必要に応じて説明を求め、意見を表明するとともに、下記の方法で監査を実施しました。

- ① 監査等委員会が定めた監査の方針、職務の分担等に従い、会社の内部統制部門と連携の上、重要な会議に出席し、取締役及び使用人等からその職務の執行に関する事項の報告を受け、必要に応じて説明を求め、重要な決裁書類等を閲覧し、本社及び主要な事業所において業務及び財産の状況を調査しました。また、子会社については、子会社の取締役等と意思疎通及び情報の交換を図り、必要に応じて子会社から事業の報告を受けました。
- ② 会計監査人が独立の立場を保持し、かつ、適正な監査を実施しているかを監視及び検証するとともに、会計監査人からその職務の執行状況について報告を受け、必要に応じて説明を求めました。また、会計監査人から「職務の遂行が適正に行われることを確保するための体制」（会社計算規則第131条各号に掲げる事項）を「監査に関する品質管理基準」（2005年10月28日企業会計審議会）等に従って整備している旨の通知を受け、必要に応じて説明を求めました。

以上の方法に基づき、当該事業年度に係る事業報告及びその附属明細書、計算書類（貸借対照表、損益計算書、株主資本等変動計算書、重要な会計方針及びその他の注記）及びその附属明細書について検討いたしました。

2. 監査の結果

(1) 事業報告等の監査結果

- ① 事業報告及びその附属明細書は、法令及び定款に従い、会社の状況を正しく示しているものと認めます。
- ② 取締役の職務の執行に関する不正の行為又は法令若しくは定款に違反する重大な事実は認められません。
- ③ 内部統制システムに関する取締役会の決議の内容は相当であると認めます。また、当該内部統制システムに関する事業報告の記載内容及び取締役の職務の執行についても、指摘すべき事項は認められません。

(2) 計算書類及びその附属明細書の監査結果

会計監査人太陽有限責任監査法人の監査の方法及び結果は相当であると認めます。

2021年7月27日

株式会社オータケ 監査等委員会

常勤監査等委員 三浦 博隆 ㊟

監 査 等 委 員 石原 真二 ㊟

監 査 等 委 員 赤星 知明 ㊟

(注) 監査等委員石原真二及び赤星知明は、会社法第2条第15号及び第331条第6項に規定する社外取締役であります。

以 上

株主総会参考書類

議案及び参考事項

第1号議案 剰余金の処分の件

当社は株主の皆さまへの利益還元を経営上の最重要課題のひとつと考え、安定配当の維持を基本としながら、今後の事業展開等を勘案して、以下のとおり第69期の期末配当をいたしたいと存じます。

期末配当に関する事項

- ① 配当財産の種類
金銭といたします。
- ② 配当財産の割当てに関する事項及びその総額
当社普通株式1株につき金23円といたしたいと存じます。
なお、この場合の配当総額は91,223,566円となります。
- ③ 剰余金の配当が効力を生じる日
2021年8月26日

第2号議案 取締役（監査等委員である取締役を除く。）3名選任の件

取締役（監査等委員である取締役を除く。以下、本議案において同じ。）全員（4名）は、本総会終結の時をもって任期満了となります。つきましては当社は既に雇用の執行役員制度を導入しており、経営体制の効率化のため1名減員し、取締役3名の選任をお願いするものであります。

なお、本議案について、監査等委員会において検討がなされましたが、意見はございませんでした。

取締役の候補者は次のとおりであります。

候補者番号	氏名 (生年月日)	略歴、当社における地位及び担当 (重要な兼職の状況)	所有する当社株式の数
1	むら い よし ゆき 村 井 善 幸 (1956年9月26日生)	1979年3月 当社入社 2005年8月 取締役営業部長 2006年6月 取締役営業副本部長 2007年8月 取締役営業本部長 2011年8月 常務取締役営業本部長 2015年8月 代表取締役社長（現任）	23,700株
【取締役候補者とした理由】 村井善幸氏は、代表取締役社長を務めており、経営計画の推進を指揮することにより、その職責を果たしております。当社事業全般に関する豊富な経験と幅広い知見を活かし、引き続き当社の持続的成長と中長期的な企業価値向上に貢献できる適切な人材と判断いたしました。			
2	かな と とし や 金 戸 俊 哉 (1964年7月16日生)	2018年7月 当社入社 経理部長 2018年8月 取締役経理部長 2019年6月 取締役企画管理本部長 2021年6月 常務取締役企画管理本部長（現任）	1,300株
【取締役候補者とした理由】 金戸俊哉氏は、経営企画部門の責任者として経営戦略等の立案と経営計画を推進し、その職責を果たしております。これまでの豊富な経験と幅広い知見を活かし、引き続き当社の持続的成長と中長期的な企業価値向上に貢献できる適切な人材と判断いたしました。			
3	おか ざわ ひとし 岡 沢 等 (1966年1月7日生)	1986年3月 当社入社 2017年8月 東日本エリア統括部長 2019年8月 取締役東日本エリア統括部長 2020年6月 取締役営業本部長（現任）	3,200株
【取締役候補者とした理由】 岡沢等氏は、営業部門の責任者として、営業活動を推進し、その職責を果たしております。これまでの豊富な経験と幅広い知見を活かし、引き続き当社の持続的成長と中長期的な企業価値向上に貢献できる適切な人材と判断いたしました。			

(注) 当社は、会社法第430条の3第1項に規定する役員等賠償責任保険契約を保険会社との間で締結し、被保険者が負担することになる損害及び費用を当該保険契約により填補することとしております。候補者は当該保険契約の被保険者に含まれることとなります。また、次回更新時には同内容での更新を予定しております。

第3号議案 監査等委員である取締役3名選任の件

監査等委員である取締役全員（3名）は、本総会終結の時をもって任期満了となります。つきましては、同上3名の選任をお願いするものであります。

なお、本議案につきましては、監査等委員会の同意を得ております。

監査等委員である取締役の候補者は次のとおりであります。

候補者番号	氏名 (生年月日)	略歴、当社における地位及び担当 (重要な兼職の状況)	所有する当社株式の数
1	はつ どり とおる 透 服 部 透 (1961年5月30日生)	1984年4月 当社入社 2011年8月 当社取締役中部地区担当 2013年6月 当社取締役中部営業本部長兼本社営業部長 2016年6月 当社取締役営業本部長 2020年6月 当社取締役商品企画本部長 2021年6月 当社取締役（現任）	11,600株
【監査等委員である取締役候補者とした理由】 服部透氏は、過去営業部門及び仕入部門の責任者として適正な業務遂行を推進しその職責を果たしております。業務に精通しこれまでの豊富な経験と幅広い知見を活かし、監査等委員である取締役としての職務を遂行できる適切な人材と判断いたしました。			
2	いし はら しん じ 石 原 真 二 (1954年11月3日生)	1985年4月 名古屋弁護士会登録 1991年7月 当社社外監査役 2015年8月 当社社外取締役監査等委員（現任） (重要な兼職の状況) 石原総合法律事務所所長 矢作建設工業株式会社 社外取締役 株式会社十六銀行 社外監査役 豊島株式会社 社外監査役	1,800株
【監査等委員である社外取締役候補者とした理由及び期待される役割】 石原真二氏は、弁護士としての豊富な経験と他社での社外取締役での幅広い知見を活かし、監査等委員である社外取締役としての職務を遂行していただける適切な人材と判断いたしました。また、客観的かつ公正な立場で経営に関して適法性、妥当性の観点から必要な助言を行っていただき、実効性の高い監督を行う役割を果たしていただくことを期待しております。			

候補者 番号	氏 名 (生年月日)	略歴、当社における地位及び担当 (重要な兼職の状況)	所有する当社 株式の数
3	あか ほし とも あき 赤 星 知 明 (1971年4月9日生)	2000年 5 月 公認会計士登録 2002年 9 月 赤星公認会計士事務所開設 2005年 2 月 税理士登録 2017年 8 月 当社社外取締役監査等委員 (現任) (重要な兼職の状況) 赤星公認会計士事務所 所長 パブリック株式会社 社外監査役 シンコール本部株式会社 社外監査役	500株
<p>【監査等委員である社外取締役候補者とした理由及び期待される役割】 赤星知明氏は、公認会計士としての豊富な経験と他社での社外監査役での幅広い知見を活かし、監査等委員である社外取締役としての職務を遂行していただける適切な人材と判断いたしました。その知識・経験に基づいた経営全般の監視と有効な助言を行っていただき、実効性の高い監督を行う役割を果たしていただくことを期待しております。</p>			

- (注) 1.石原真二氏は石原総合法律事務所に所属しており、同事務所は当社と法律顧問契約を締結しております。
- 2.服部透氏及び赤星知明氏と当社の間には、特別の利害関係はありません。
- 3.石原真二氏及び赤星知明氏は社外取締役候補者であります。
- 4.石原真二氏及び赤星知明氏は監査等委員である社外取締役であり、その就任期間は本総会終結の時をもってそれぞれ6年及び4年となります。
- 5.当社は、石原真二氏及び赤星知明氏との間で会社法第427条第1項の責任限定契約を締結しており、当該契約に基づく責任限度額は、会社法第425条第1項に定める最低責任限度額になります。なお、2氏の再任が承認された場合には、当該契約を継続する予定であります。また、服部透氏の選任が承認された場合には同様の責任限定契約を締結する予定であります。
- 6.当社は、石原真二氏及び赤星知明氏を東京証券取引所の定めに基づく独立役員として同取引所に届け出ております。両氏が再任された場合は、当社は引き続き両氏を独立役員とする予定であります。
- 7.当社は、会社法第430条の3第1項に規定する役員等賠償責任保険契約を保険会社との間で締結し、被保険者が負担することになる損害及び費用を当該保険契約により填補することとしております。候補者は当該保険契約の被保険者に含まれることとなります。また、次回更新時には同内容での更新を予定しております。

第4号議案 補欠の監査等委員である取締役1名選任の件

補欠の監査等委員である取締役である竹尾祥子氏は、監査等委員と任期を合わせるため本総会終結の時をもって辞退されますので、法令に定める監査等委員の員数を欠くことになる場合に備え、あらかじめ補欠の監査等委員である取締役1名の選任をお願いするものであります。

なお、本選任につきましては、監査等委員である取締役就任前に限り、監査等委員会の同意を得て、取締役会の決議によりその選任を取り消すことができるものとさせていただきます。

また、本議案の提出につきましては、監査等委員会の同意を得ております。

補欠の監査等委員である取締役の候補者は次のとおりであります。

氏名 (生年月日)	略歴、当社における地位及び担当 (重要な兼職の状況)	所有する当社 株式の数
たけ お しょう こ 竹 尾 祥 子 (1954年10月7日生)	1982年11月 愛知県社会保険労務士会登録 1985年 3月 竹尾社会保険労務士事務所（現 竹尾労務管理事務所）開設 2001年 4月 名古屋地方・簡易裁判所 民事調停委員 (現任) 2004年 4月 名古屋地方裁判所 専門員 (現任) 2007年 4月 特定社会保険労務士 付記登録 2008年 4月 椋山女学園大学 非常勤講師 (現任) (重要な兼職の状況) 竹尾労務管理事務所 代表 名古屋地方・簡易裁判所 民事調停委員 名古屋地方裁判所 専門員 椋山女学園大学 非常勤講師	0株
【補欠の監査等委員である取締役候補者とした理由】竹尾祥子氏は、社会保険労務士として培われた高度な専門知識を活かし、当社の監査体制に反映していただくことを期待したためであります。なお、同氏は、直接企業の経営に関与された経験はありませんが、上記の理由により、社外取締役として、その職務を適切に遂行できるものと判断しております。		

- (注) 1. 竹尾祥子氏と当社は、社会保険労務士顧問契約を締結しております。
2. 竹尾祥子氏は、補欠の監査等委員である社外取締役候補者であります。
3. 当社は、竹尾祥子氏が監査等委員である社外取締役に就任した場合、同氏との間で会社法第427条第1項に基づく責任限定契約を締結する予定です。当該契約に基づく監査等委員である取締役の責任限度額は、会社法第425条第1項に定める最低限度額になります。
4. 当社は、竹尾祥子氏が監査等委員である社外取締役に就任した場合、同氏を東京証券取引所の定めに基づく独立役員として届け出る予定であります。
5. 当社は、会社法第430条の3第1項に規定する役員等賠償責任保険契約を保険会社との間で締結し、被保険者が負担することになる損害及び費用を当該保険契約により填補することとしております。竹尾祥子氏が監査等委員である社外取締役に就任した場合、当該保険契約の被保険者に含まれることとなります。また、次回更新時には同内容での更新を予定しております。

第5号議案 取締役（監査等委員である取締役及び社外取締役を除く。）に対する譲渡制限付株式の割当てのための報酬決定の件

当社の取締役（監査等委員である取締役を除く。）の報酬等の額は、2015年8月27日開催の当社第63期定時株主総会において、年額150百万円以内（使用人兼務取締役の使用人分給与は含まない。）として、ご承認をいただいております。

今般、当社は、当社の取締役（監査等委員である取締役及び社外取締役を除く。以下、「対象取締役」という。）が、株価変動のメリットとリスクを株主の皆さまと共有し、株価上昇及び企業価値向上への貢献意欲を従来以上に高めるため、対象取締役に対し、一定の譲渡制限期間及び当社による無償取得事由等の定めに従って服する当社普通株式（以下、「譲渡制限付株式」という。）を下記のとおり割り当てることといたしたいと存じます。

つきましては、対象取締役の貢献度等諸般の事項を総合的に勘案いたしまして、上記の取締役の報酬等の額とは別枠として、対象取締役に対する譲渡制限付株式に関する報酬等として支給する金銭報酬債権の総額を、年額20百万円以内として設定いたしたいと存じます。なお、譲渡制限付株式の割当ては、対象取締役の貢献度等諸般の事項を総合的に勘案して決定しており、下記2.に定める各事業年度において割り当てる譲渡制限付株式の数の上限が発行済株式総数に占める割合は0.4%程度（10年間に亘り、当該上限となる数の譲渡制限付株式を発行した場合における発行済株式総数に占める割合は4%程度）と希釈化率は軽微であることから、その内容は相当なものであると考えております。

なお、当社は取締役の個人別の報酬等の内容に係る決定方針を定めており、その概要は11頁に記載のとおりであります。本議案の承認可決を前提として、その内容を改定する予定です。

また、現在の当社の取締役（監査等委員である取締役を除く。）は4名であり、第2号議案のご承認が得られた場合、取締役（監査等委員である取締役を除く。）は3名となります。

記

対象取締役に対する譲渡制限付株式の具体的な内容及び数の上限

1. 譲渡制限付株式の割当て及び払込み

当社は、対象取締役に対し、当社取締役会決議に基づき、譲渡制限付株式に関する報酬等として上記の年額の範囲内で金銭報酬債権を支給し、各対象取締役は、当該金銭報酬債権の全部を現物出資の方法で給付することにより、譲渡制限付株式の割当てを受ける。

なお、譲渡制限付株式の払込金額は、その発行又は処分に係る当社取締役会決議の日の前営業日における東京証券取引所における当社普通株式の終値（同日に取引が成立していない場合は、それに先立つ直近取引日の終値）を基礎として、当該譲渡制限付株式を引き受ける対象取締役に特に有利な金額とならない範囲で当社取締役会において決定する。

また、上記金銭報酬債権は、対象取締役が、上記の現物出資に同意していること及び下記3.に定める内容を含む譲渡制限付株式割当契約を締結していることを条件として支給する。

2. 譲渡制限付株式の総数

対象取締役に対して割り当てる譲渡制限付株式の総数16,000株を、各事業年度において割り当てる譲渡制限付株式の数の上限とする。

ただし、本議案の決議の日以降、当社普通株式の株式分割（当社普通株式の株式無償割当てを含む。）又は株式併合が行われた場合その他これらの場合に準じて割り当てる譲渡制限付株式の総数の調整を必要とする場合には、当該譲渡制限付株式の総数を合理的に調整することができる。

3. 譲渡制限付株式割当契約の内容

譲渡制限付株式の割当てに際し、当社取締役会決議に基づき、当社と譲渡制限付株式の割当てを受ける対象取締役との間で締結する譲渡制限付株式割当契約は、以下の内容を含むものとする。

(1) 譲渡制限の内容

譲渡制限付株式の割当てを受けた対象取締役は、譲渡制限付株式の交付日から当社の取締役を退任する日までの間（以下、「譲渡制限期間」という。）、当該対象取締役に割り当てられた譲渡制限付株式（以下、「本割当株式」という。）につき、第三者に対して譲渡、質権の設定、譲渡担保権の設定、生前贈与、遺贈その他一切の処分行為をすることができない（以下、「譲渡制限」という。）。

(2) 譲渡制限付株式の無償取得

当社は、譲渡制限付株式の割当てを受けた対象取締役が、譲渡制限期間の開始日以降、最初に到来する当社の定時株主総会の開催日の前日までに当社の取締役を退任した場合には、当社取締役会が正当と認める理由がある場合を除き、本割当株式を当然に無償で取得する。

また、本割当株式のうち、上記(1)の譲渡制限期間が満了した時点において、下記(3)の譲渡制限の解除事由の定めに基づき譲渡制限が解除されていないものがある場合には、当社はこれを当然に無償で取得する。

(3) 譲渡制限の解除

当社は、譲渡制限付株式の割当てを受けた対象取締役が、譲渡制限期間の開始日以降、最初に到来する当社の定時株主総会の開催日まで継続して、当社の取締役の地位にあったことを条件として、本割当株式の全部につき、譲渡制限期間が満了した時点をもって譲渡制限を解除する。

ただし、当該対象取締役が、当社取締役会が正当と認める理由により、譲渡制限期間の開始日以降、最初に到来する当社の定時株主総会の開催日の前日までに当社の取締役を退任した場合には、譲渡制限を解除する本割当株式の数及び譲渡制限を解除する時期を、必要に応じて合理的に調整するものとする。

(4) 組織再編等における取扱い

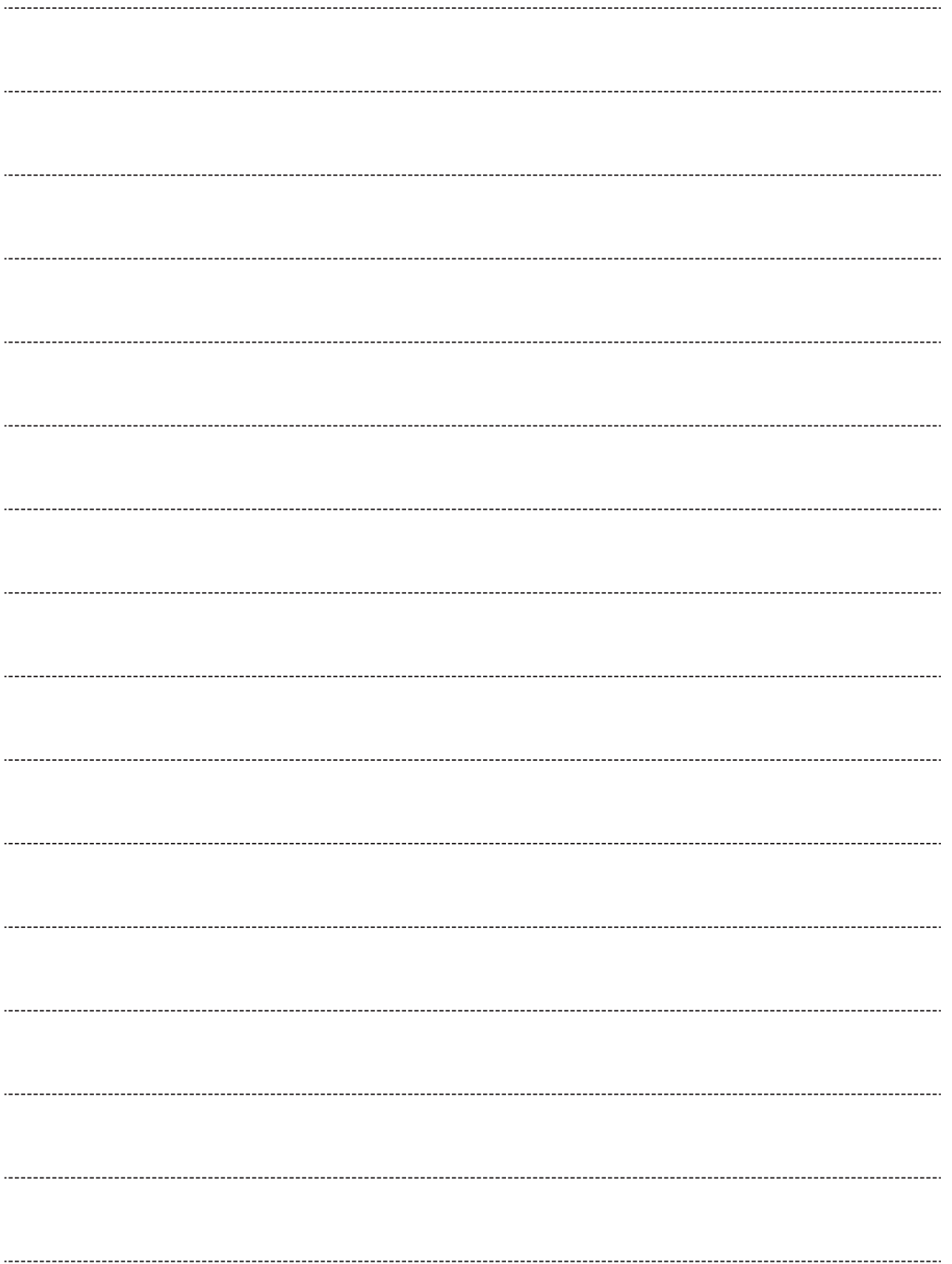
当社は、譲渡制限期間中に、当社が消滅会社となる合併契約、当社が完全子会社となる株式交換契約又は株式移転計画その他の組織再編等に関する議案が当社の株主総会（ただし、当該組織再編等に関して当社の株主総会による承認を要さない場合においては、当社取締役会）で承認された場合（当該組織再編等の効力発生日が譲渡制限期間を満了した時点より前に到来するときに限る。以下、「組織再編等承認時」という。）であって、かつ当該組織再編等に伴い譲渡制限付株式の割当てを受けた対象取締役が当社の取締役を退任することとなる場合には、当社取締役会決議により、譲渡制限期間の開始日から当該組織再編等の承認の日までの期間を踏まえて合理的に定める数の本割当株式につき、当該組織再編等の効力発生日に先立ち、譲渡制限を解除する。

また、組織再編等承認時には、当社は、当該組織再編等の効力発生日の前営業日をもって、同日において譲渡制限が解除されていない本割当株式を当然に無償で取得する。

以 上

メ 毛

A series of horizontal dashed lines for writing practice, consisting of 18 lines spaced evenly down the page.



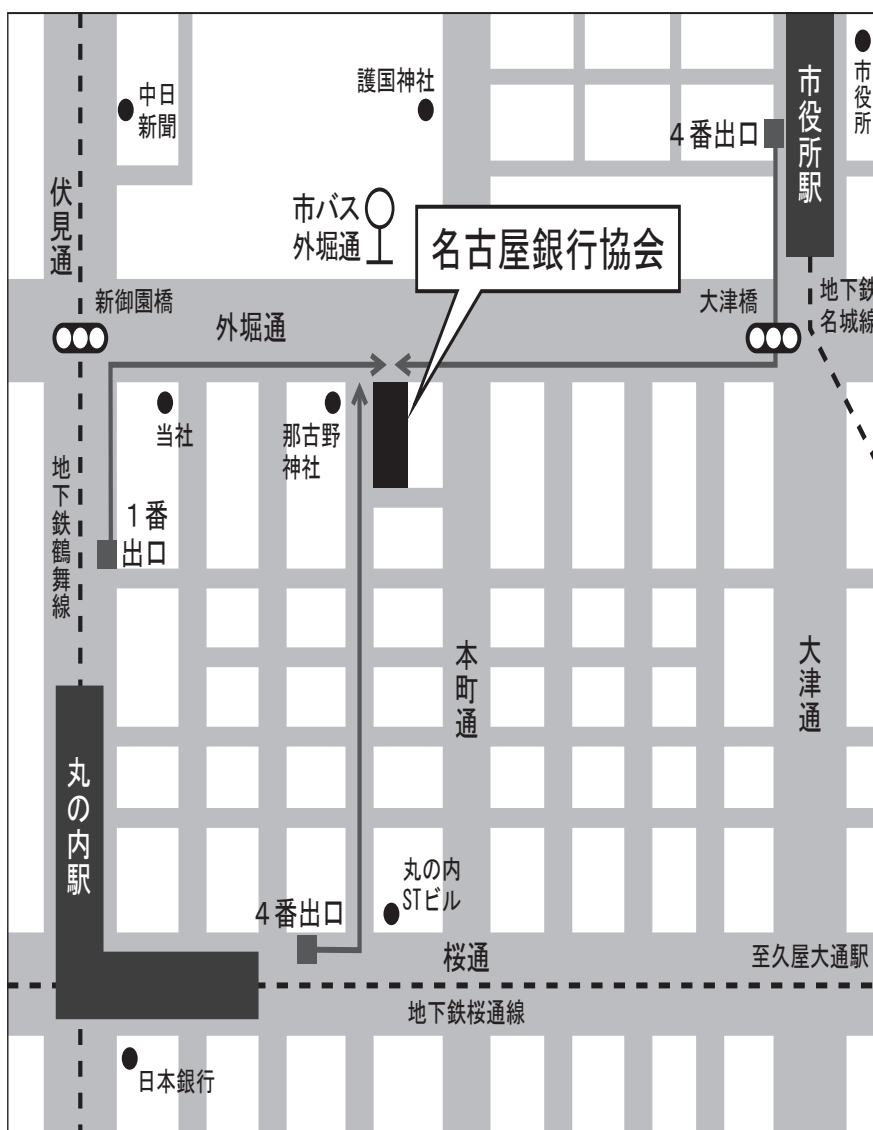
定時株主総会会場ご案内図

会場

名古屋銀行協会 5階 大ホール
住所：名古屋市中区丸の内二丁目4番2号
電話：052-231-7851 (代)

交通

地下鉄 桜通線「丸の内駅」④番出口より徒歩6分
鶴舞線「丸の内駅」①番出口より徒歩6分
名城線「市役所駅」④番出口より徒歩8分
市バス 名古屋駅（⑧番のりば）より「外堀通」下車すぐ



※ 駐車場のご用意はいたしておりませんので、お車でのご来場はご遠慮くださいますようお願い申し上げます。